

当文教厚生委員会に付託された案件については、12月7日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第64号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

児童手当の増額補正について、支給対象児童の減少率が当初見込みを下回ったとの説明であったが、その要因についてどのように分析しているのか。とに対し、

予算措置時では、過去3年の対象児童全体の推移から減少率を見込んでおりましたが、近年、特に3歳未満児の転入が多い傾向が続いており、減少率が下がってきています。今後は、支給区分ごとの児童数の推移を反映するなど、試算方法の見直しを行い、できる限り正しい予測となるよう努めてまいります。とのこと。

保健センター空調機設置工事について、小中学校の空調機設置工事では、需要増から繰越明許費を計上し、夏までの設置を目指しているとのことであつた。同じ空調機設置工事であるが、年度内の完了が可能であるのか。とに対し、

施工にかかる日数は土日を含め15日程度であり、また4月以降は需要過多が想定されているため、年度内の施工であれば、3月末までの完了が可能であると見込んでいます。とのこと。

保健センターでは健診等で乳幼児も多いと思うが、子どもたちの健康に配慮し専決処分で実施する考えはなかったのか。とに対し、

案件によっては、緊急性等を考慮し、専決処分で実施させていただく場合もありますが、本件については、冬季はストーブの設置などの一時的措置で室温の確保が可能と判断し、来年の夏に間に合うよう12月補正での予算計上をしたものです。とのこと。

小中学校等への空調機設置事業について、校舎の更新計画のある3小中学校は国の補助対象外とのことだが、工事費の金額を示してほしい。また校舎

を更新した際、今回設置した空調機器は廃棄となるのか。とに対し、

工事費は、3校で約二億三千六百万円です。また、校舎更新時に移設可能な機器については現時点で設置を予定していない理科室などの特別教室への移設を検討するなど、有効活用を図ります。とのこと。

半田球場防球ネット設置事業について、子ども広場側に18メートルから25メートルのものの設置を検討しているとのことだが、その高さはどのような分析により得たものであるのか、また100%安全であるのか。とに対し、

防球ネットの高さは、プロ野球選手の打球曲線を7割に減じて設定しています。100%とは言い切れないものの、ほぼ、安全は確保できると考えています。とのこと。

安全性が確保できなければ同じことの繰り返しになる恐れがある。プロ野球選手との力量差を3割としたことの妥当性について示してほしい。とに対し、

プロ野球選手の打球の飛距離に対し、軟式野球では7割程度であることから3割減としました。とのこと。

そうであるならば、半田球場では今後硬式野球の使用は認めないということか。とに対し、

現時点では、高校生以上の硬式野球での使用はゲージを使用するなど一定の制限をかけることを考えていますが、詳細設計を行うなかで安全性を確認し、制限の内容を検討してまいります。とのこと。

半田球場については、以前にもバックスクリーンの設置など予算の増額を行ってきた。そして今回の補正予算要求があり、市の業務監理に疑念を感じている。当初から関係部課が連絡調整を行い、市全体としてきちんと計画を策定していれば起こらなかったことではないか。二度とこのようなことがないように市はどのように考えているのか。とに対し、

整備を実施した都市計画課にスポーツ課が利用者の声をしっかりと伝え、整備計画に反映することができていれば今回のようなことは起こらず、調整不足であったと、申し訳なく思っております。今後はこのようなことのないよう、利用者の声をしっかりとお聞きし、整備に反映させてまいります。ま

た、今回の整備については、高校野球連盟、軟式野球連盟など、関係諸団体の皆様からご意見をお聞きしたうえで、予算を計上しています。とのこと。

現時点で、防球ネットの設置に五千万円程度の施工費を見込んでいるとのことだが、防球ネット設置の他、例えば、硬式野球の試合の禁止、子ども広場の移設、子ども広場の日除け屋根の設置と併せて防球策を考えるなど、雁宿公園全体として、どの策が最適であるのか再度検討すべきではないか。とに対し、

子ども広場をネットで覆うなど、様々な方策を検討したうえで、今回計上した防球ネットの設置が費用対効果の面で最適と判断しましたが、今後の詳細設計において具体的な対策を検討してまいります。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決をした結果、委員全員をもって、原案の通り、可と認めることに決定しました。

次に、議案第68号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第75号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

この条例は、介護保険法の改正に伴い、平成30年4月1日施行であることから、同日前に制定すべきであったとも考えるが、平成31年3月31日とした理由は。とに対し、

平成31年3月31日までが条例制定の経過措置期間とされており、期間内であれば施行に問題を生じないため、当該日としたものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案の通り、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。